

警察官僚の行政法学的警察観念批判における戦前と戦後

——高橋雄豺「過去の警察への反省」再考

宮地 忠彦

一 はじめに

明治・大正期から昭和初期にかけて警察官僚だった高橋雄豺は、1947（昭和22）年春、雑誌『警察研究』に論説「過去の警察への反省」を発表し、敗戦した日本の警察に関して批判的検討を行なった。筆者は、この論説及びこれを評価する田村正博氏の見解の一部を批判的に考察する講演をしたが、本稿では、その講演とは異なる視点から、高橋の日本警察批判を再び分析する¹⁾。

そもそも高橋雄豺は、過去の日本警察が反省すべき第一の点として「わが国においてはこれまで警察の行政組織内での任務についての十分の検討が加えられなかったために、その活動の方向が偏り、警察の本来あるべき姿を実現していなかったこと」をあげた。筆者の講演は、敗戦以前に大正・昭和戦前期の日本警察が、高橋の考える警察の「本然の任務」としての「民衆の保護」を政策として推進し、その中で様々な問題も抱えていたことを指摘し、こうした過去の日本警察の側面も「反省」すべきだという問題提起をした²⁾。

この講演後の質疑応答の際に、筆者は、高橋雄豺の敗戦直後の著作『新警察論』に依拠し、警察権限拡張をめぐる高橋と田村氏の主張の相違を指摘したが、この点に関し筆者に事実誤認があった。具体的には次節で示すが、高橋は敗戦後の別の著作で、美濃部達吉による警察の定義を批判して「民衆の保護」という任務を警察が行なうべきだと主張しており、警察の任務に関しては、高橋と田村氏の主張は軌を一にしていた。筆者は質疑応答時の指摘に関し田村氏に陳謝すると共に、筆者の講演本体での考察を踏まえながら、高橋の論説をもう一つの歴史的な脈の中に位置づけ、高橋の論説について批判的に再検討したい。

そのため本稿は、主に1935年前後のいわゆる警察精神作興運動について検討する。なぜならば、この運動において警察官僚は、行政法学者による警察の定義や「警察権の限界」論を批判しながら、高橋の警察論とよく似た、国民の「保護者」としての警察論を展開したからである。

この警察精神作興運動における「警察権の限界」論批判に関する先行研究は、主に特高警察分野での警察活動の枠拡大を背景にして台頭した新しい警察観念を分析しており、本稿もこの業績に多くを負っている。しかし新しい警察観念がどの程度警察界で受容されたかについては、一部の警察官僚の著作を紹介したり、新たな特高警察活動の継続・発展に言及したりするに留まっている。これに対し本稿は、警察精神作興運動の中心にある警察官教育で新しい警察観念がどう受容されたかという基本的な問題に注目し、特に警察精神作興運動以降に内務省警保局が初めて編纂した『警察教科書』の内容と警察精神作興運動の議論との関係を検討する。そして当時の「警察権の限界」論批判で注目された警察権の発動を伴わない警察の任務（高橋のいう「民衆の保護」的任務）が、警察内外でどう理解されていたかを分析し、高橋の敗戦後の日本警察批判を再考する³⁾。

そこで本稿は、次節で敗戦後の高橋の警察論と美濃部達吉による警察の定義への高橋の批判の内容を整理した上で、三節と四節で警察精神作興運動での美濃部らによる警察の定義への批判などとその警察官教育への影響を分析し、最後に警察精神作興運動と高橋による日本警察批判の関連性について検討を加える。

二 高橋雄豺による敗戦後の日本警察批判と非権力的な警察任務

高橋雄豺は、1909（明治42）年に警視庁巡查として交番勤務を始め、その後に警察行政や地方行政でキャリアを積み、1929（昭和4）年に警視庁警務部長に就いた⁴⁾。しかし1930年11月の浜口雄幸首相狙撃事件の発生を受けて、翌年6月に警視庁警務部長を辞め、香川県知事を務めた後、1933年に読売新聞社に入り副社長まで昇進した。そして敗戦の年に同社を去り、1947年に公職追放されたものの、警察幹部の教育機関である警察講習所で講義し、広島や大阪の警察官に講演するなど、警察官の教育活動を行っていた⁵⁾。先述の「過去の警察への反省」を収録した『警察の民主化』（1947年）や『警察制度概論』（1947年）、『新警察論』（1948年）は、こうした活動の中で発表された著作だった。

この日本警察論三部作のうち初めに出版された『警察制度概論』の第八章「警察と民衆」で、高橋雄豺は、美濃部達吉による警察の定義を批判した。まず高橋は、「警察が社会民衆のために存在し、いろいろの方面において民衆の世話役として活動して」と述べて文の注記で、「警察は直接に社会公共の利益の為に国家の統治権に基き人民に命令し又は強制ある作用なり」という美濃部の著作『行政法撮要』下巻の定義を引用し、警察の任務

をこの種のものに限る解釈が従来少なくなかったことを指摘した。そして次のように、警察の任務を限定する主張に反対した。

「法律的な性質はともかくとして、社会生活上における警察の行政的任務は左様な権力的なものに限定せらるべきでなく、もつと広き事実上の部面に重要な任務をもつて居り、警察官の仕事の大部分がそれであることを忘れてはならない。警察の法律上の意義と警察に課せられている社会的任務の相違を辨えない謬想が、わが国の警察を誤つて来た事実を看逃してはならない。」⁶⁾

確かに高橋は、一方で警察の権限が不当に拡大されてきたことに批判的だった。例えば彼は同書で警察が私生活に干渉することを批判した。また『新警察論』では、学者の論じる法律上の警察の定義が抽象的すぎて、具体的な警察の任務が顧みられず、ドイツ流の広範な行政警察や政治警察の思想が翻訳的に取り入られる中で、警察自身も潜在意識としての「権限拡張欲」が働かせ、任務の範囲を不当に拡大してきた、と指摘した⁷⁾。

しかしながら高橋雄豺は、「個人の生命財産の保護」などの「民衆の世話役」任務を「警察の社会的任務」と見なし、それを担うことが警察任務の拡大になるとは考えなかった。高橋が警察官の「民衆の世話役」任務として見なしたものは、具体的には「法律上行政上の相談、説諭、注意」などである。そして生命財産の保護や治安の維持という言葉を「厳格に狭義に解釈」せずに「警察の基本的任務の延長として社会公衆の保護を全うするために」警察が、そうした「社会民衆に対する各種の援助」を与えなければならない、と高橋は述べた⁸⁾。

この「民衆の世話役」任務を重視する主張は、高橋雄豺が大正末期に唱えていたものに近い。例えば1924（大正13）年の朝鮮総督府・警察官練習所での講演「警察改善の基調」で高橋は、警察権の発動には「常に法律命令の根拠あることを要すると学者は申す」が、警察官の職務で「法律的の行為」を行なう割合は小さく、「事実上の行為に過ぎないものが仲々多い」とし、警察権の発動を必ずしも伴わない警察官の職務に注目した。また警察の実務研究の例としてアメリカの警察官アーサー・ウッズの犯罪予防活動（「貧民児童」の保護活動など）を紹介した上で、この活動は、「警察と民衆との関係」を改善するものであり、民衆に「警察は自分達を保護して呉れるところ」だと理解させ、警察には民衆への職分を十分に自覚させるのに役立つ、と主張した⁹⁾。

ウッズの犯罪予防活動は、高橋雄豺が警視庁警務部長を務めた時期の警視總監・丸山鶴吉も注目していた。丸山が、ウッズの活動や、警視庁の人事相談事業・労働争議調停など

を紹介した著作『やさしい警察論』（1935年）について、高橋は、先述の『警察制度概論』で「警察と民衆との関係を考へるに当っての好個の一資料である」と賞賛した。その上で日本の「警察と民衆との良好な関係」も、警察が「民衆の世話役」としての任務を十分に果たし、その任務を民衆が理解すれば、実現できるとも述べていた¹⁰⁾。以上を踏まえれば、「民衆の世話役」としての警察任務を重視する高橋の姿勢には、戦前（大正・昭和初期）と戦後の間で大きな違いがないと言える。

こうした高橋の日本警察に対する見方を形成した主な要因は、二つあったと考えられる。第一に、先述のウッズによる犯罪防止活動への注目に象徴される海外（特に英米）の警察実務への関心の高さである。大正期の日本警察は、米騒動時の警察署襲撃事件に象徴されるように、民衆との関係改善に苦慮していたが、高橋は、当時始まった内務省の海外視察制度を通じて知り得た、日本より相対的に民衆との関係が良好に見えるアメリカなどの警察実務が、日本警察の改善の参考になると考え、こうした警察観念を抱くようになったのだろう¹¹⁾。

第二に、いわゆる「社会法学」あるいは「法律の社会化」論の影響が指摘できる。戦後の高橋雄豹の回想によれば、彼は文官高等試験の準備として『法学協会雑誌』や『国家学会雑誌』を読み、牧野英一の「法律の自由解釈論」が非常に印象に残り、試験合格後には牧野との親交を彼が死ぬまで続けた。牧野は1909年の著作で「社会を見て専ら其の時代精神の趨向に従ひ、法律を解釈しなければならない」とする「社会法学」を唱えており、非法律学的な警察実務研究と親和的な牧野の同種の論説に、高橋は試験勉強中、出会ったのだろう¹²⁾。

以上のような「民衆の世話役」としての警察を重視する高橋雄豹の主張は、高橋が反省しようとした過去の警察界で、少数派だったのだろうか。高橋は敗戦後の論説で「思えば満州事変の前後からの十数年間、時局の浪にのつて特高警察はあまりにも大きくなりすぎ（中略）一躍して警察界の花形となり、一時は「特高」でなければ肩身の狭いように感ぜられる有様であつた」と述べたが、まさに満州事変直前に高橋は警視庁を去った¹³⁾。次節では、特高警察の新たな動きへの関心が高まった1935年前後の警察界における警察精神作興運動で、高橋のような警察任務の理解がどう評価されたかを検討する。

三 警察精神作興運動と「警察権の限界」論批判の台頭

1934（昭和9）年5月半ばに斎藤実内閣下で三日間開催された全国警察部長会議での中心的な議題は、警察官の教養訓練に関連した警察精神作興問題だった。この会議について報告した内務省警保局によれば、作興されるべき警察精神とは「真に陛下の警察官吏たり国家国民の警察官吏たる確乎たる信念の下に、現在は勿論将来事情が変化して如何なる場合に際し又は如何なる時代となるとも、苟も威武に屈し情実に捉はれ或は一党一派に偏するが如きことなく、敢然として公に奉ずる警察精神」である¹⁴⁾。

この報告にも表れているが、警察精神作興という課題が浮上した第一の理由は、いわゆる政党内閣期に警察組織が選挙取締等で政権政党に迎合する傾向が強まったためであり、第二に1932年秋のいわゆるゴ-ストップ事件で、軍隊と警察が鋭く対立する事態が生じたためである。事件当時の内務省警保局長・松本学の回想によれば、この事件は、信号に対する違反を行なった大阪の陸軍二等兵が、巡查部長に取り調べられた上で憲兵に引き渡されたことに始まり、当時の陸軍側が「陛下の軍人に対して無礼である」と警察を非難したのに対し、松本は「われわれは陛下の警察官だ」と反論した¹⁵⁾。

この「陛下の警察官」を標語にして展開された警察精神作興運動の中で、先述の全国警察部長会議に集った各道府県の警察部長から、軍人勅諭・靖国神社に対抗した警察勅諭奏請や警察神社創設などが提起されたが、翌年5月の全国警察部長会議では、こうした問題提起に加え、警察教科書を作ってほしいという要望が出された。すなわち愛知県警察本部長は、地方の警察官教育で困っている問題は適当な教科書がないことだと訴えた。なぜならば従来日本で出版された「公法関係の教科書は多くは美濃部公法学の亜流で、非日本的であり、消極的自由主義の殻を脱け得ず」これでは「大日本警察官の教養は絶対に不可能」だからだ。そこで彼は「日本国体を明徴にし、日本歴史に立脚し、日本的官吏道を以て一貫した教科書を速かに作って欲しい。」という要望を出した¹⁶⁾。

実際、当時の警察官教育で多く用いられた『警務全書』では、「警察トハ公安ニ対スル障害ヲ防止スルガ為メニ一般統治権ニ基キテ人民ノ自由ヲ制限スル作用ナリ」という、高橋雄豹が批判した美濃部達吉の定義に近い警察の意義が示されていた。また同書は民事関係への不関与など「警察権ノ限界」論を詳細に解説し、警察の人事相談による民事事件の解決は警察と呼べないと述べた¹⁷⁾。

先述の愛知県警察本部長からの要望に対し、1934年に成立した岡田啓介内閣の内務大臣・後藤文夫の下で警保局長についた唐沢俊樹は、「全く同感」「是非共之を実現したい」と回答した。そして同年7月末に開かれた警務及教養関連事務打合せでは、「皇国」の国体が「健全なる進歩発達を遂げしむる」という目的のため、「大日本警察」には「国家治安を維持し、国民生活の脅威障害を除去する」という職責があると語った。その上で「理論偏重、法律万能」の警察官教養訓練を改め、この目的に基づく「警察精神」を教養訓練の根本方針にして「警保局に於て目下警察教科書の編纂に着手」したと述べた¹⁸⁾。

また唐沢が言及した「理論偏重、法律万能」の教養訓練に関連して、この警務及教養関連事務打合せで「警察権の限界・警察行政の職域の問題」をめぐる質疑応答が行なわれ、警察任務に関する新しい政策理念が警保局の首脳部から打出された。

具体的には、まず和歌山県警察部長などから、この問題に関する質問が出た。それは、「警察指導精神」に従うと、「従来通り社会悪の芟除といふことに警察権の範囲が限られる」のか、あるいは、東北地方での農民問題などに警察が乗り出し「警察講習所に於て相当に突き進んだ講義をせられて居る教授の方もある」ように「民人の康寧福祉の増進といふ方面に積極的に活動してよいものであるか」といった内容だった。

「社会悪の芟除」という言葉は、前々月の全国警察部長会議で内相・後藤文夫が、警察に「社会悪の防遏及剿滅に当つて、国家社会の健全なる進歩発達に寄与する重責」があると訓示した点を受けたと言えるが、こうした質問自体が出たのは、当時の警察の機関誌『警察協会雑誌』に、この質問が言及したような内容の論説が掲載されたからであろう¹⁹⁾。例えば茨城県特別高等警察課長（前青森県特別高等警察課長）の加藤祐三郎は、農村の小作争議等が「社会的問題となり、多少とも治安維持に関係して来る場合」、警察が「警察権の介入」を伴わない形で「出来得る限り積極的調停を進めよ」と唱える論説を発表した。また警察講習所教授の鈴木栄二は、加藤の述べる「現下の特高警察の使命」に賛同した上で、権力作用（警察権に基づき国民の自由に制限強制を加える作用）を重視する従来の「法律上」の警察観念を批判する論説を発表した。そこで彼は、警察が権力作用と非権力的作用（警察権の発動を伴わない人事相談や小作争議の調停など国民を指導・保護する作用）双方を通じ「国家の安寧秩序を維持し、国民の公益を保護増進する」、「総合的包括的の行政作用」としての「職能的警察観念」を示し、警察には国家行政機関の活動を補う「庶務的」な職能もあると主張した²⁰⁾。

こうした背景を持つ和歌山県警察本部長などからの質問に、内務省警保局事務官の菅太

郎は、次のように回答した。第一に、警察行政全般の範囲では実際の必要に応じて法令の根拠なしで職務を行ない得るし、やらねばならないとした。第二に、美濃部達吉ら「従来の自由主義者が書いた本」に出ている「学問上の警察」に、実際の警察行政は必ずしも拘束されないのであり、警察行政は予防警察の範囲に収まれば良いが、「客観的情勢の推移」でその範囲も「或る程度拡張」するとした。その上で「国家行政組織で必ずしも完備して」いない分野に関して警察機構が動けば、国の行政が全体としてよく動く場合、警察行政は「本来の限界を離れて」いても本来の職務執行に差し支えない限り、それに助力すると述べた。これは先述の鈴木栄二が唱えた警察による「庶務的」職能と言えるが、菅の想定した活動には、警察権を用いない形での特高警察による農村救済のための調査が含まれた。第三に、「客観的情勢の推移」に関連して、唐沢の先述の訓示中の「大日本警察」の目的と職責について、「国家治安の維持」は「国家の現状を固執しろ」という意味ではなく、「日本国家が国体の擁護発揚といふ線に沿ふて、正当なる発展を遂げる」ことを前提にして「進展する国家に一定の秩序を與へ」ることだと指摘した。その上で、社会生活の問題に関して警察は「伸びゆく国民生活に脅威障害を與へやうと云ふものを除去」する、と説明した。また「自由主義法学者」の唱える「警察権の限界」問題のうち、「法令の根拠あることを要す」「民事には警察は関与することを得ず」「必要の限度を越すことを得ず」という原則には賛成したものの、「私生活の自由」に関しては「将来新しい法令を樹てて行く」立法論として「国家社会全体のために必要な限り（中略）公のために制限を受けるのは当然」と主張した²¹⁾。

このような質疑応答を踏まえ、警保局長の唐沢俊樹は、現在の「国歩艱難に際して、警察が従来如く唯行政法に書いてある限界に踏止つて居つて宜しい、斯う云ふやうな考へ方で満足出来ない」のは「理屈を超越した全部の人々の心持であらう」と述べた。そして、警察権の限界がどの程度進んでよいかに関する基準として、「抽象的の理論として防犯警察の範囲或は警察事故を防止し其の根源を絶つと云ふ程度」という「一応の理論」を提示した。このように先述の菅の主張に一定の支持を示した上で、唐沢は「実際に当って其の境界線は何処に在るか」は明瞭に決定できないとして、警察が農村問題などの情報収集活動等を行なうに当たり、各府県の現場の警察官が地方毎、対象毎の違いを考慮しながら自分の「考へ」や「信念」に沿って決定するしかないと述べ、警察官の「人間の修養」の必要性を唱えた²²⁾。

要するに唐沢は、菅らと同様に、農村問題の情報収集など非権力的作用と権力作用双方

を警察任務として理解し、従来の行政法学の「警察権の限界」論を批判して、状況に応じた警察任務の限界設定を肯定していた。また唐沢が語った先述の「大日本警察」の目的と職責に明らかだが、国体の発展を支えるための国家治安の維持と国民生活の脅威除去、という警察の使命に関する見解も菅らと共通していた。確かに菅見の限りで唐沢は、菅や鈴木栄二が唱えた警察の「庶務的」職能について語っておらず、警察任務の拡大に関して、菅太郎らほど熱心だったとは断定し難いが、それ以外の点では、菅らの主張と大きな隔たりはなかったと言える。

これらの警察官僚による新しい警察観念のうち、先述の全国警察部長会議での愛知県警察部長や菅太郎らによる名指しの美濃部達吉批判には、渡辺治氏が指摘した通り、1935年に発生した天皇機関説事件が影響したと言える²³⁾。ただし一方で、こうした警察観念が打出された背景には、内務省警保局内部でのいわゆる「新官僚」の台頭があった。その中心人物は内務事務官の菅太郎であり、内務事務官の館林三喜男も同年に「警察権の限界」論を批判する論説を『警察協会雑誌』に発表した。当時の内務省警保局防犯課長・清水重夫の回想によれば、菅、館林、そして1935年後半に内務省警保局へ異動した先述の加藤祐三郎らが、主に内務省内の「新官僚」と呼ばれていた²⁴⁾。これに対し警保局長の唐沢俊樹は、1936年の二・二六事件以後に菅太郎らが起こした「古い官僚主義の権化のような」潮恵之輔の内相就任反対工作に対し、自重するよう注意する等「新官僚」の積極的行動を抑える側に回っていた²⁵⁾。ただし、菅太郎らの主な主張に唐沢も共鳴していたのは、先述の唐沢の訓示などから明らかである。

菅の回想によれば、彼らの「新官僚運動」は「はっきり当時の日本主義的革新思想の立場にたち、具体的な積極的改革的政策をにかけて、官界を基軸として、軍部革新将校や民間の有志とも交友連携し、行政各省の活動分子を横断的に結成して、次第に勢力をはりつつ」あった。菅も唱えた「日本主義的革新思想」には「国体を護持しつつ、日本の国体、国情に合致する改革は、方法論において治安をみださないかぎり、これを認めようという」眼目があった²⁶⁾。先述の警務及教養関連事務打合会での菅の発言も同種の思想に基づくものと言えるし、先述の館林三喜男や加藤祐三郎そして鈴木栄二の論説にもよく似た発想が認められた²⁷⁾。菅によれば、内務省警保局保安課の囑託・緋田工が、当時新設された特高警察組織の中央地方の職員や警察官に対して確固たる信念（「日本精神論」）を植えつけようと努め、菅とは「ごく親しい同志」だった²⁸⁾。

このような背景に裏打ちされた警察精神作興運動の中で、内務省警保局には、美濃部達

吉に代表される自由主義的な警察法論を批判して新たな警察観念を提示し、幅広い警察任務を弁証して警察権限の将来的な拡張も主張する議論が支配的になった。二・二六事件後に内相に就いた潮恵之輔も、警察が職務を通じて「国家国民の福祉を擁護」する重要性を語り、菅太郎らが重視した農村問題に関する特高警察拡充を推進しており、こうした特高警察の活動は、唐沢が警保局長を辞めた後の警察行政でも継続されたのである²⁹⁾。

加えて、こうした主張は、当時の日本社会に向けて積極的に唱えられた。例えば警保局長の唐沢俊樹は、1935年5月初めに日本放送協会が放送したラジオ番組「民衆警察の夕」で、先述の大日本警察の目的を語った上で、「道案内から身の上相談、時には夫婦喧嘩の仲裁までする」警察の任務を、「善良なる一般国民（中略）の保護者」、「国家治安の維持者であり、社会正義の保護者」と述べ、ラジオ聴取者へ警察に対する理解を求めた³⁰⁾。

この唐沢の主張は、前節で検討した高橋雄豹の「民衆の世話役」としての警察観念と似通っている。次節では、1935年頃に唐沢らが唱えた警察観念が、その後の警察官教育でどのように扱われ、「民衆の世話役」的な警察業務にどのような影響を及ぼしたかを検討する。

四 新しい警察観念の普及と「民衆の世話役」的な警察事務の積極化

まず新しい警察観念が警察官教育にどんな影響を及ぼしたかを検討しよう。

第一に、この観念を基軸として、警察官の幹部教育の方針が転換された。具体的には、幹部教育のための警察講習所が、1935（昭和10）年から学術教育における「法学中心主義」を改め、二、三の法学系科目を廃止し、その他の法学系科目についても授業時間を減らすと共に、「警察一般実務」という科目を設けた³¹⁾。さらに翌年3月に警察講習所規程が改正され、第一条で同講習所の警察官教育が「特ニ警察精神ノ作興人格ノ陶冶ニ留意」する点が明記されると共に、第四条で本科の学科目に「警察実務」（第三項 警察行政の二の「実務」）などが挙げられ、規程上でも学科目が刷新された³²⁾。また一ヶ月間のみの「短期幹部講習」が1935年から実施されるようになり、「警察一般」などの科目が展開され、「総て法規の抽象論よりも現実の具体論に重きを置いた」授業が実施された³³⁾。

第二に、各地方の巡査教育に関しては、従来の初任教養のみを規定した「巡査教習概則」が1939年4月に全面的に改正され、現任巡査及び幹部に対する教養も統一的に規定する「警察官吏教養規程」が制定された³⁴⁾。この規程は、教養の目的を「治安の維持と国民の

保護とを全うするの使命を達成するに足る警察官吏を養成する」ことと定め、その方法として「鞏固なる警察精神」の体得などを掲げ、初任教養の教科目として警察法など11の学科目が定められた。この学科目に関し、警察官吏教養規程の制定と並行して進められたのが、内務省警保局による『警察教科書』の編纂である³⁵⁾。

おそらく『警察教科書』の編纂は、前節で検討した1935年5月の全国警察部長会議後に、警保局長・唐沢俊樹の言葉通り、警保局が着手したものと思われる。内務省警保局の説明によれば、この教科書の編纂のため、警保局内に局長を委員長とする警察教科書編纂委員会が設けられ、委員は警保局の各課長、事務官、警察講習所教頭及び教授だった。教科書の原稿は、内務省、司法省、厚生省の書記官または事務官、警察講習所教授等が執筆し、科目によっては「第一線の実務家」も執筆に関与した。1938年末には『警察教科書 警務篇』、『警察教科書 行政法警察法』など数冊が出版され、1939年4月からの初任巡査教養のため全学科目の『警察教科書』発行が目指された³⁶⁾。

この『警察教科書』は、明らかに1935年の全国警察部長会議や警務及教養関連事務打合せでの議論を踏まえた内容になった。

第一に「警察の任務」に関し『警察教科書 行政法警察法』は次のように説明する。まず「其の（日本警察の：筆者注記）任務とするところは（中略）国家秩序の維持と国民の保護とを期せんとする」にある。また「警察の任務は其の（日本の国体の：筆者注記）生成発展の途上に於ける各種の障害を除去するに在るを以て、徒らに現状を墨守して其の正常なる進展を阻害するは決して警察の任務を完うする所以ではない」。そして「警察の維持すべき秩序とは国家社会の正常なる進歩発展の状態を謂ふのである。具体的の場合に何を以て其の秩序となすかは法に依つて示さる場合が多いのであるが之が運用に当りては警察の使命に照し、又時代の動向、地域又は社会事情に則して最も適正妥当なる判断を為すべき」である。

第二に同書は「警察の作用」について次のように説明する。「警察機関の行ふ作用は独り実力を以て強制し得る作用即ち権力作用のみでなく、其の任務を完うするに必要又は有効なる多くの非権力的作用が行はれてゐる（中略）国家社会の客観情勢の変化に伴ひ、其の地域の異なるに従つて警察権発動の限界及警察の非権力的作用の及び得る限界には変化あるものである。故に警察の職務に従事する者は常に能く国家社会の実相を究め、以て時局に対する透徹せる認識を把握するやう努力すべきであつて、斯くして始めて克く警察作用の適正を期することを得るのである。」

その一方で『警察教科書 行政法警察法』は、「警察権発動」に「法の規定するところ」の限界が存在し、「必ずしも法に根拠あることを要しない」「非権力的作用」も「警察上の目的を達成するに必要又は有効なる限度に於てのみ」許される、とも説明する。ただし同書は「法の制定改廃は警察機関の翼賛奉行に依つて行はるる場合多きを以て、之が衝に当たたる者は徒らに現行法規を墨守して之が執行のみに汲々たるが如きは」許されないとしていた³⁷⁾。

この「警察の任務」と「警察の作用」の説明には、唐沢俊樹や菅太郎らが唱えた新しい警察観念との共通性が認められる。すなわち『警察教科書 行政法警察法』では、日本の国体の発展を支える警察の使命（国家治安の維持と国民の保護）が語られ、非権力的作用と権力作用双方を警察任務とする見解が示された。また従来の行政法学の「警察権の限界」論から一定の距離を置いた警察権等の限界に関する見解と、状況に応じた警察任務の限界設定を肯定する主張が唱えられた。

確かに、教科書の編纂委員の一人である警察講習所教頭の高村坂彦は、教科書の警察任務の説明に関して「不当に狭められて居たものを、正常の状態に復帰せしめたに過ぎない」と述べ、「警察権の限界乃至警察活動の限界を拡張することが、警察精神作興に不可欠」だとする一部の警察官の動きを批判した³⁸⁾。高村は新潟県特別高等警察課長として小作争議調停を推進し、警察権の発動を伴わない警察活動の拡張に積極的に関わったが、菅太郎によれば、彼とは異なる新官僚らの独自の少数派グループを警保局内に形成していた³⁹⁾。高村の批判には、菅らの主張に近い警察官に対する牽制の意味があったのかもしれない。

しかしながら 1935 年頃に警察界で台頭した警察観念と共通する部分の多い『警察教科書』が誕生したのは、紛れもない事実である。高村は『警察教科書 行政法警察法』の「警察の任務」の説明について「主として特高警察の分野に於ける治安の維持を説明したもの」とも指摘しており、特高課長として農村問題に関与した高村らも賛成し得る教科書が完成したのである⁴⁰⁾。『警察教科書』編纂が進められたはずの 1938 年 7 月頃の内務省警保局には、事務官として館林三喜男や加藤祐三郎がおり⁴¹⁾、彼らが原稿を執筆したか否かは分からないが、彼らの意見が何らかの形で教科書に反映されたと考えられる。また、この教科書が示した警察の任務・作用や警察権の限界に関する説は、当時の警察講習所教授の警察法概説書や論説でも踏襲されており、一種の公定イデオロギーだった⁴²⁾。

こうした警察に関する原理的な説明に加えて、『警察教科書 警務篇』では「法令の命ずる」ところではない警察事務として人事相談の目的と取扱上の注意が説明された。まず

人事相談は「一般民衆の願出に依り、其の煩悶、困惑等を聴取して之を指導し、或は疾病、貧窮等の為困却せる者に対し、救護機関又は社会事業団体等と連絡して保護の方法を講じ、或は怨恨、貸借等に基く紛争を調停して円満なる解決を図り」犯罪や警察事故を防止する目的があり、大正期から警察が続けてきたものだった。また取扱上の注意としては「土地の境界を争ふもの」などの事件を相談対象から外すルールや、「種々の権勢を介入せしめ、事件を有利に展開せしめんと画策する者」への対応上の注意等が示された⁴³⁾。

実は1937年5月の全国警察部長会議で内務省警保局が作成した資料には警視庁など八府県での「人事相談ノ励行」が記されており、人事相談が警察精神作興運動の中で注目されていた。また警視庁は1935年9月に各署へ「人事相談事務取扱心得並係委員銜衡に関する依命通牒」を通達すると共に、「人事相談執務規程」を発令・実施し「人事相談の指導精神を明徴」にした。警視庁の井上亦次によれば、この規程で「人事相談を自己の利益のために、悪用せんとする徒輩が防止されること」になるのであり、この規程には大正期以来の民衆による人事相談の悪用を防ぎ、警察の「非権力的作用」の効果を挙げる目的があった⁴⁴⁾。

先述の『警察教科書 警務篇』の人事相談の説明は、この警視庁の規程などを簡略化したような内容であり、おそらく警視庁の規程などを参考にしたと考えられる。その上、警視庁の井上によれば、1935年当時「全国警察界の実状を観るに、人事相談を設けて居る府県は警視庁の外数府県に過ぎず、他は何等これに関心を有せざるはもとより、目前急迫なる事態を展開せんとするが如き願出に対しても、警察事務に非ずとの理由の下に、これを拒否しつつある地方さえ」あった⁴⁵⁾。井上の指摘が正しいとすれば、1930年代後半の内務省警保局の警察官僚らは、こうした現状も改善するためにも、『警察教科書』を通じて、新たな警察観念を全国の警察官の間に普及させる必要があったと言える。

五 結論

以上の検討から明らかだが、敗戦後に高橋雄毅が指摘した過去の日本警察の反省すべき第一の点は、1935（昭和10）年頃に唐沢俊樹らによって、すでに反省されていた。当時の唐沢らは、敗戦後の高橋のように、美濃部達吉ら行政法学者の警察観念を批判し、それに代わる警察観念を提示した。また1938年以降、『警察教科書』を通じて新しい警察観念が全国の警察官に教育されるようになり、「民衆の世話役」的任務の人事相談や特高警察

による農村問題等への活動拡大も、「非権力的作用」の警察事務として推進されたのである。

しかしながら、行政法学と異なる行政学的な観点からの警察研究の必要性は、大正後期に美濃部達吉自身が認めていたようだ。行政学者の蠟山政道の回想によれば、蠟山は美濃部から当時「どうも行政法で取扱えない問題がたくさん残っている、一つはローカル・ガバメントとか警察行政の問題、(中略) 社会政策行政、そういう問題はどうも行政法で十分取扱えないから、それを行政学でやってもらったらどうか」という助言を受けた⁴⁶⁾。

その後の蠟山は、この助言に従うように警察を行政学的に研究するが、昭和期の高橋雄豹も「警察行政学」への意欲を持っていた。例えば高橋は先述の警察講習所の「短期幹部講習」で「警邏勤務論」の講義を担当し、警察法学から独立した「警察行政学」の意義を語り、「警察行政学」の第一の問題として「労働争議の調停までやるのが警察としていいか悪いか」など「警察の社会的機能及びその限界」を問う必要性を主張した⁴⁷⁾。本稿二節で見た通り高橋は、警視庁の労働争議調停等を肯定的に紹介した丸山鶴吉の著作を、警察と民衆の関係の視点から高く評価しており、警察による労働争議の調停を否定しないだろう。確かに高橋は「日本主義的革新思想」の「新官僚」とは異なり、欧米警察への関心を持ち続けており、当時の警察官教育での「日本精神」注入を批判し日本警察は目を「世界へ開くべき」と唱えた自由主義的評論家の清沢洌と、この点で意見が近かったと考えられる⁴⁸⁾。しかし、その高橋も、1935年の警察界における自由主義的行政法学批判の一端を担ったのである。

実は、当時の警察講習所長(警保局長が兼務)は、内務省警保局見習が高橋と同期で、「ほんとうに一生のつき合い」をした親友・唐沢俊樹だった⁴⁹⁾。しかも当時の警察講習所教授で「職能的警察観念」を唱えた鈴木栄二は、高橋が警視庁「警務部長の時に署長・警視をした男で、その関係で懇意だった」ため、敗戦後に高橋を広島や大阪に招き、彼に警察官向けの講演をさせた⁵⁰⁾。高橋と唐沢・鈴木の親交も踏まえれば、高橋の警察観念が当時の警察界の新しい警察観念と似ていても不自然ではない。

また、こうした動向の中で「民衆の世話役」的な警察に関する改善が図られたが、それがどの程度、当初の目標を達成できたか、疑わしい。例えば先述した通り、警視庁は、人事相談の対象を制限するなどして、民衆の悪用を防止できると考えた。しかし『警察教科書』が発行され始めた1939年初めの第74議会で可決成立した「人事調停法案」の審議(2月1日、3日)の中で、衆議院議員の江原三郎は「情実二囚ワレ」「感情二駆ラレ」「法

律ヲ誤ツテ判断スル」警察の人事相談の弊害を批判し、同じく衆議院議員の山本采吉も「強制的ナ不合理ナ一種ノ強圧ヲ加ヘルヤウナコトヲシテ纏メラレタ」という「警察ノ人事相談所ニ対スル非難」を指摘した。この人事調停法は一般家庭事件の紛争に関する区裁判所の調停を規定したものだが、同法制定を求めた司法省側による解説書は、こうした「非難」について「調査の結果を俟たねば何とも云へぬ」と判断を保留したものの、人事調停法「制度の精神からして、実施の暁には一般家庭事件の紛争は悉く此門に流れ込むことを希望する」と述べた。そして司法省は警察の人事相談の存続を「已むを得ざる状態」と消極的に評価していた⁵¹⁾。

確かに1935年に民法学者の末弘巖太郎は、本稿四節で説明した規程を発令した警視庁の人事相談事業を、「司法制度の欠陥」を補うものと見なし、これに「法的根拠」を与え積極的に活用すべきだと唱えたが、警察の「事实力」に基づく人事相談の短所として、「力を有するものは動もすると圧するの弊に陥り易い」とも述べていた。また1941年に警察講習所教授の赤池健も、「背後の権力」を持つ警察による「家庭の夫婦喧嘩」などの仲裁が、当事者に圧迫感を与え警察への反感も醸成すると指摘した。赤池の指摘や第74議会の審議を見る限り、警視庁の規程や『警察教科書』などによっても、人事相談における「事实力」の弊害は改善されなかったと考えられる⁵²⁾。

こうした問題に関連して、先述の蠟山政道は、警察精神作興運動が始まる直前の1931年に次のように主張していた。すなわち蠟山は、当時の拡大する警察行政の動向に抗して、警察行政を「現存秩序そのものの維持及び防衛の為めの保安警察」と「社会生活の種々相の下に人民大衆の生活を保護する為めの行政警察」に区別した上で、「必ずしも国家権力の行使を絶対に必要とするものではない」後者を地方自治体に委任することは、後者に対する中央政府の統制が手続上・技術上妥当かつ有効に行なえるならば、可能だと主張した。蠟山の主張は、当時の特別市制問題に関し警察事務の地方自治体への一部移譲を論じたものだが、同種の主張は1937年刊行の『地方行政論』でも繰り返された。そこで彼は、1935年以降の内務省警保局の「警察行政学」的な主張と正反対に、警察事務の「非権力的作用」を他の行政機関に委任せよ、と唱えたのである⁵³⁾。

この点をめぐって、占領終結後の高橋雄豹は、「大正の末期から昭和の初期にかけて、六大都市の特別市制」が論じられた際「警察については全然手を触れなかった」と指摘し、その後の満州事変以降の数年間で「警保局が直接に指揮する特高課が全警察の機能の指導精神のようになり、ここに文字通りの警察国家が出現した」と述べていた⁵⁴⁾。もしそう

考えるならば、「全警察の機能の指導精神」を検討した警察精神作興運動が第一に「反省」されるべきであり、高橋雄豺も含め当時の内務省警保局及び警察講習所の警察官教養に関わった人びとは、蠟山政道のような主張の可能性を、検討すべきだったと言える。

- 1) 宮地忠彦「いま、過去の警察をどう「反省」するか」『専修大学法学研究所報』50号、2015年、76-86頁及び「質疑応答・討論」同上98-110頁。
- 2) 高橋雄豺『警察の民主化』（新警察社、1947年）204-205頁。初出は「過去の警察への反省－革新の準備として－（上・下）」『警察研究』18巻3号及び4/5号、1947年で、論文末尾の注記によれば、この論説は1947年1月に脱稿された。
- 3) 渡辺治「天皇制警察の理念－ファシズム期における警察観念に焦点をあてて－」『法学セミナー増刊・現代の警察』（日本評論社、1980年）181-191頁及び三輪泰史「日本ファシズム形成期における新官僚と警察」『日本ファシズムと労働運動』（校倉書房、1988年）125-177頁を参照。
- 4) 高橋の主な経歴は宮地前掲「いま、過去の警察をどう「反省」するか」参照。
- 5) 高橋によれば、当時「進駐軍のほうにもボルマー君の弟子などいるものだから、進駐軍とも多少の連絡ができちゃってね、例えば、私が警察関係で（中略）講演したりするぐらいのことはいいと言ってくれ」たらしい。ボルマー（August Vollmer）は、高橋が大正期に内務省の海外視察でアメリカに滞在した際に知り合ったアメリカの警察官僚である。「座談会 高橋雄豺氏思い出を語る（下）」『大霞』77号、1977年、27頁。ボルマーに関し西山隆行「「政治」から「改革」へ」林田敏子ほか編『警察』（ミネルヴァ書房、2012年）305-313頁参照。
- 6) 高橋雄豺『警察制度概論』（警察協会、1947年）217-218頁。
- 7) 同上、226-227頁及び高橋雄豺『新警察論』（新警察社、1948年）3頁。
- 8) 高橋前掲『警察制度概論』4-5頁を参照。
- 9) 高橋雄豺『警察官の教養』（清水書店、1925年）323-325頁及び392-394頁。
- 10) 高橋前掲『警察制度概論』217-218頁及び丸山鶴吉『やさしい警察論』（新政社、1935年）。
- 11) 内務省の海外視察制度については宮地忠彦『震災と治安秩序構想』（クレイン、2012年）48-50頁参照。なお紙幅の都合上、大正期警察の「善導」主義と昭和戦前期の警察精神作興運動の関連性についての十分な検討は、別稿を期したい。
- 12) 牧野英一『刑事学の新思潮と新刑法』（警眼社、1909年）19-20頁及び「座談会 高橋雄豺氏思い出を語る（上）」『大霞』76号、1977年、7-9頁。なお昭和期に高橋は「法律に明文有りとするも、行政上適当で無い場合は、これを緩和する働きがなければ」ならないと警察官に講義していた。高橋「警邏勤務論」警察講習所学友会編『警察講習所第一期本科短期講習録抄』（1935年）219頁。
- 13) 高橋前掲『警察の民主化』179頁。
- 14) 内務省警保局「警察部長会議に於ける中心議題としての警察精神作興運動」『警察協会雑誌』407号、1934年、11-12頁。

- 15) 内政史研究会編『松本学氏談話第六回速記録』(1967年)91頁。なお警察精神作興運動に関する政治史的先行研究として、註3の渡辺治、三輪泰史両氏のほか黒澤良『内務省の政治史』(藤原書店、2013年)2、3章が参考になった。
- 16) 警保局警務課会議係「昭和十年五月警察部長会議の概況」『警察協会雑誌』420号、1935年、19頁。
- 17) 松華堂編纂『注釈警務全書』(松華堂書店、1935年)収録の「警察法」3頁および15-17頁参照。なお「参考諸調一第四号・主ナル警察官吏教養教科書調」<返青・内務省等関係>国立公文書館蔵によれば、1929年2月現在で42道府県が採用した教科書が『警務全書』で、他書を圧倒した。警察精神作興運動当時の警察講習所教授の鈴木栄二も「従来警察官の教科書として読まれつつある」典型例として同書を挙げている。鈴木「警察総論(四)」『警察研究』7巻5号、1936年、88頁。
- 18) 警保局警務課会議係前掲「昭和十年五月警察部長会議の概況」21頁及び唐沢俊樹「警務及教養関係事務に関する所懐」『警察協会雑誌』424号、1935年、4頁、7頁。
- 19) 「警察権の限界・警察行政の職域の問題に就て」『警察協会雑誌』424号、1935年、38頁及び後藤文夫「警察精神の確立と徹底」『警察協会雑誌』420号、1935年、3頁。
- 20) 加藤祐三郎「非常時特高警察の指導精神と実践の問題」『警察協会雑誌』418号、1935年、28-31頁、同「非常時特高警察の指導精神と実践の問題(承前)」同上誌420号、1935年、58-62頁及び鈴木栄二「警察教養上より見たる警察観念の革新に就て」同上誌同号、51-57頁。
- 21) 前掲「警察権の限界・警察行政の職域の問題に就て」38-43頁。
- 22) 「警察制度の刷新・警察活動の改善は警察官の教養訓練を基幹とす 唐沢警保局長挨拶速記」『警察協会雑誌』424号、1935年、48-49頁。
- 23) 渡辺前掲論文、187頁。
- 24) 内政史研究会編『清水重夫氏談話第一回速記録』(1968年)43-44頁、加藤祐三郎「新潟県農村問題懇談会傍聴記」『警察協会雑誌』426号、1935年、28頁、館林三喜男「警察精神作興運動の任務」同上誌418号、1935年、26-27頁参照。
- 25) 内政史研究会編『永野若松氏談話第二回速記録』(1970年)45-46頁及び「菅太郎」中村隆英ほか編『現代史を創る人びと』1(毎日新聞社、1971年)239頁。
- 26) 同上書、232頁及び236頁。
- 27) 館林前掲「警察精神作興運動の任務」26-27頁、加藤前掲「非常時特高警察の指導精神と実践の問題(承前)」59-62頁及び鈴木前掲「警察総論(四)」78-79頁。鈴木の前掲は1935年11月に書かれており、加藤らの論説と同時期のものである。鈴木「警察総論(五)」『警察研究』7巻6号、1936年、78頁。
- 28) 前掲「菅太郎」235頁参照。また緋田工は「警察精神作興の基調」『警察協会雑誌』421号、1935年、14-19頁で、菅らと同種の主張を展開していた。
- 29) 潮恵之輔「警察行政の要務」『警察協会雑誌』434号、1936年、5-7頁及び荻野富士夫『増補特高警察体制史』(せきた書房、1988年)305-310頁。
- 30) 唐沢俊樹「民衆と警察」『警察協会雑誌』419号、1935年、5-6頁。
- 31) 清水重夫「警察講習所教育方針の刷新に就いて」『警察協会雑誌』417号、1935年、10-11

- 頁。「警察講習所本科講習期間の短縮並びに講習科目一部変更の件指令案」〈内務大臣決裁書類・昭和十一年（上）〉国立公文書館蔵の末尾にある昭和8、9年度の科目表には、昭和10年度の表にある「警察実務」がない。
- 32) 「警察講習所規程の改正に関する訓令案」〈内務大臣決裁書類・昭和十二年（上）〉国立公文書館蔵、及び「警察講習所諸規程」〈種村氏警察参考資料第一〇四集〉国立公文書館蔵。
- 33) 有松昇「警察講習所短期幹部講習に就て」『警察協会雑誌』421号、1935年、27-28頁。
- 34) 内務省警保局「昭和十四年を回顧して」『警察協会雑誌』475号、1939年、12-13頁。
- 35) 「警察官吏教養規程」『警察研究』10巻6号、1939年、105-106頁及び溝淵増巳「教養制度の確立」『警察協会雑誌』468号、1939年、13-14頁。なお福岡県直方警察署長の野上傅蔵は、改革された警察官教養の「盛沢山の詰込主義」や警察講習所における「講習地獄」等の問題点を指摘しており、当時の警察官教養がどれだけの成果を挙げていたかは、別個に検討する余地がある。野上「警察教養の刷新に就て」同上誌476号、1940年、12-13頁。
- 36) 内務省警保局「警察教科書の編纂に就て」『警察協会雑誌』464号、1939年、52-53頁。
- 37) 以上の教科書の引用は、内務省警保局編纂『警察教科書 行政法警察法』（警察協会、1938年）2-6頁。なお同書18版（1945年発行）でも引用部分は改訂されていない。
- 38) 高村坂彦「警察教科書を貫く精神」『警察協会雑誌』467号、1939年、6-7頁。
- 39) 加藤前掲「新潟県農村問題懇談会傍聴記」28頁及び前掲「菅太郎」238頁。
- 40) 高村前掲「警察教科書を貫く精神」5頁。
- 41) 「職員録（昭和13年7月1日現在）」『内務省人事総覧』3巻（日本図書センター、1990年）547頁。
- 42) 例えば溝淵増巳『日本警察』（松華堂書店、1939年）2章、赤池健「警察官の職務の限界」『警察協会雑誌』492号、1941年、8-13頁及び小金井健男『日本警察法概説』（松華堂書店、1943年）47-69頁、77-89頁を参照。
- 43) 内務省警保局編纂『警察教科書 警務篇』（警察協会、1938年）45-48頁、194頁及び宮地前掲書、42-43頁。なお同書18版（1945年発行）でも引用部分は改訂されていない。
- 44) 警保局「秘 昭和十二年五月 警察精神ノ具現ニ関スル事項調」『昭和戦前期内務行政史料』17巻（ゆまに書房、2000年）19頁及び井上亦次「警視庁人事相談概観（完）」『自警』17巻196号、1935年、44頁、47頁。なお井上の連載論説とよく似た内容の著作として、飯田一雄『警察人事相談と其の実例』（松華堂書店、1940年）がある。人事相談の悪用については宮地前掲書、51頁参照。
- 45) 井上前掲「警視庁人事相談概観（完）」51頁。同種の指摘として鈴木前掲「警察総論（五）」65頁がある。
- 46) 「討論 日本における政治学の過去と将来」蠟山政道『日本における近代政治学の発達（叢書名著の復興・学生版）』（新泉社、1968年）373頁（初出は日本政治学会年報1950年版）。
- 47) 高橋雄豹「警邏勤務論」警察講習所学友会編『警察講習所第二期本科短期講習録』下巻（1936年）175-179頁。
- 48) 清沢洌『時代・生活・思想』（千倉書房、1936年）87頁。
- 49) 前掲「座談会 高橋雄豹氏思い出を語る（上）」9頁。

- 50) 前掲「座談会 高橋雄豺氏思い出を語る(下)」27頁及び鈴木栄二『総監落第記』(鱒書房、1952年)の著者略歴参照。
- 51) 『帝国議会衆議院議事速記録』72巻(東京大学出版会、1985年)119頁、『帝国議会衆議院委員会議録』昭和篇107巻(東京大学出版会、1996年)80頁、政府解説纂輯『人事調停法詳解』(中央社、1939年)37-38頁。
- 52) 末弘厳太郎「法律時観」『法律時報』7巻11号、1935年、43頁及び赤池前掲「警察官の職務の限界」11-12頁を参照。赤池は、非権力的作用により警察官が、狭義の安寧秩序の維持の職責を怠りがちになり、他機関の事務を壟断する問題点も指摘した。
- 53) 蠟山政道「警察の観念と自治政(一)」『警察研究』2巻6号、1931年、14頁、同「警察の観念と自治政(二)」同上誌2巻7号、1931年、40-42頁、同『地方行政論』(日本評論社、1937年)63頁。敗戦後も蠟山は、警察事務の一部を地方自治体に移譲する主張を展開していた。蠟山政道編『新憲法講座』2巻(政治教育協会、1947年)376頁。なお蠟山は「警察観念と民衆政」『警察研究』2巻12号、1931年、13-16頁で、高橋雄豺が注目するアーサー・ウッツの「民衆の擁護者」としての警官像を、デモクラシーの観点から肯定的に評価した。しかし当時の蠟山は、警察官を「公安の保持者」としての民衆自身の防衛者と捉え、警察官に与えられた任務を「秩序治安の維持と云ふ公共的任務」に限定する点で、「国家社会の治安維持」と「個人の生命財産の保護」双方を「警察の仕事の重心」と考える高橋雄豺とやや異なる。高橋雄豺『警邏勤務論』(良書普及会、1931年)1頁。ちなみにアーサー・ウッツ氏(高橋雄豺抄訳)『紐育市警察制度改革』(清水書店、1924年)1頁に、「警察の職務は犯罪の予防、法律秩序の維持、並に生命財産の保護にある」とあり、同種の職務の説明は、高橋が欧米視察した際に熟読したRaymond B.Fosdick, *European Police Systems (Reprinted)*, (Patterson Smith, 1969[First published in 1915]),p.4にも見られる。おそらく高橋の警察職務に関する説は、アメリカ等の警察研究書から影響を受けたものだろう。前掲「座談会 高橋雄豺氏思い出を語る(上)」12頁。
- 54) 高橋雄豺「自治と警察制度」『都市問題』44巻2-4号、1953年、84-86頁。なお1935年頃の蠟山政道は、自由主義等を「立憲主義の指導原理」と見なす説から、立憲主義が国民の「道徳的通念」により制限されるという説へ転換しており、当時の内務省警保局の自由主義的行政法学批判と共通点がない訳ではない。本稿は、にもかかわらず当時の蠟山が警察事務の拡大を批判した点を強調したい。ちなみに大正期の蠟山は、警察における「厚生的機能の増加」を「政治的努力の決定」として肯定的に評価したが、1931年の彼は「現代の警察職務」の限界が「法律上の定め又は解釈の存するにも拘らず」益々曖昧になり「他の行政領域の上に重複するに」及んで、本文中で紹介した警察職務の限定を主張するようになった。蠟山政道「政治的統一の理論(二・完)」『国家学会雑誌』49巻10号、1935年、35頁、44頁、同『政治学の任務と対象』(中央公論社、1979年[初刊1925年])314頁及び蠟山前掲「警察の観念と自治政(一)」14頁参照。